

下水道法第16条に基づく個人設置公共汚水枡の工事仕様書
(下水道法第16条に基づく工事施工承認申請の際の留意事項について)

(※市が発注する公共枡設置工事の場合も参照のこと)

令和3年10月
(令和5年9月改定)

恵庭市水道部下水道課

1.下水道法第16条に基づく『工事施工承認申請書』（恵庭市公共下水道条例施行規程第21条）に添付が必要な書類について

工事施工承認申請書において添付が必要な書類は、位置図(施工場所が分かるもの)、平面図(汚水本管や人孔から公共柵設置位置までの布設位置・布設延長、管種、管径が分かること)、断面図(汚水本管や人孔から公共柵までの布設深さ、布設延長、管勾配、管種、管径、支管や継手の設置が分かること)、その他必要に応じた資料とする。

2.設計・施工の際に留意すること。

設計・施工前に排水設備設計施工基準、下水道工事共通仕様書、下水道工事設計標準図を確認し、品質の確保に努めること。

特に留意が必要とされる項目

- ・公共柵の位置・深さについて、事前に土地所有者の承諾を受けること。
- ・施工前に排水設備等計画確認申請書、工事施工承認申請書、道路占用許可申請書等の所要の申請書を関係機関に提出し、審査を終えていること。
特に仮舗装を含めた舗装復旧方法や通行規制方法について、道路管理者と密に協議すること。
- ・地下埋設物について十分調査すること。
- ・下水道資材は（社）日本下水道協会認定工場の認定適用資材、下水道工事共通仕様書、下水道工事設計標準図に示す資材とすること。
これによらない場合は、事前に協議すること。
- ・取付管の土被りは浅層埋設基準を満足すること車道：路盤含む舗装厚+0.3m(0.6m以上)。歩道：0.5m超。
- ・取付管の布設は、掘削床均しを十分に行い、本管ソケット部と柵取付口に簡単な遣り方を設け、原則として本管中心に向かって一直線に布設しなければならない。また、やむを得ず曲げるときは1箇所当り水平曲がり角を30°以内、勾配は20%以上とすること。
- ・取付管を本管に接合する場合はくら型支管を使用、人孔に接合する場合はマンホール継手又はくら型マンホール継手を使用すること。なお、汚水排水で人孔接合する場合、段差が60cm以上生じる場合は副管等の措置を講ずること。
- ・公共柵は1.2m以上の深さとすること。
- ・埋戻土は良質土とし、一層の仕上がり厚を20cm以下とすること。
- ・舗装復旧は原形復旧を原則とすること(道路管理者と協議のこと)。
- ・配水管、給水管や他の埋設物と近接して公共柵や取付管を設置する際は、30cmの離隔を確保することを標準とし、やむを得ず離隔が確保できない場合は、市の担当者と協議を行うこと。(配水管・給水管との近接埋設時のサンドエロージョン対策については、恵庭市下水道工事共通仕様書を参考のこと。)

3.完成時に提出が必要な資料

完成した場合、完成届(任意様式)、平面図(寸法表示については黒字：申請時、赤字：実績とし、出来形が分かるようにすること)、断面図(寸法表示については黒字：申請時、赤字：実績とし、出来形が分かるようにすること)、完成写真、施工費用算定資料を提出すること。

完成写真の例

工種	内容
着手前	全景
掘削工	掘削状況
汚水樹設置工	設置状況
埋戻工	転圧状況(20cmづつ)
舗装復旧工	凍上抑制層(転圧)
	下層路盤(転圧)
	上層路盤(転圧)
	基層(転圧)
	表層(転圧)

4.申請時・完成時チェックシート

申請時チェック

項目	内容	チェック
提出書類	<input type="checkbox"/> 位置図(施工場所が分かるもの) <input type="checkbox"/> 平面図(汚水本管や人孔から公共樹設置位置までの布設位置・布設延長、管種、管径が分かること) <input type="checkbox"/> 断面図(汚水本管や人孔から公共樹までの布設深さ、布設延長、管勾配、管種、管径、支管や継手の設置が分かること) <input type="checkbox"/> その他必要に応じた資料	
位置確認	土地所有者や使用者から公共汚水樹の設置位置や深さについて確認しているか。	
土被り	取付管の土被りは埋設基準を満足しているか。 車道：路盤含む舗装厚+0.3m(0.6m以上) 歩道：0.5m超。	
取付管の布設	本管又は人孔に向かって平面的に一直線であるか。また、勾配は20%以上であるか。	
接合	<input type="checkbox"/> 本管に接合する場合はくら型支管を使用、人孔に接合する場合はマンホール継手又はくら型マンホール継手を使用することが図面等に明示されているか。 <input type="checkbox"/> 汚水排水で人孔接合の場合、段差60cm以上になる際は副管等の設置措置が講じられているか。	
他の埋設物との離隔確保	配水管や給水管等の他の埋設物が近接している場合、離隔を30cm以上確保しているか。	
手続き	公共樹設置位置確認書(申請者が土地所有者又は使用者以外の場合)、排水設備等計画確認申請書、道路占用許可申請書が提出されている又は近日中に提出を予定しているか。	
路面復旧交通規制	路面復旧方法及び交通規制方法について、道路管理者と密に協議されているか。	

完成時チェック

項目	内容	チェック
提出書類	<input type="checkbox"/> 完成届(任意様式) <input type="checkbox"/> 平面図(寸法表示については申請時を黒字、実績を赤字とし、出来形が分かるようにすること) <input type="checkbox"/> 断面図(寸法表示については申請時を黒字、実績を赤字とし、出来形が分かるようにすること) <input type="checkbox"/> 完成写真(前述を参照(特に埋戻工)) <input type="checkbox"/> 施工費用算定資料	

【参考－１】

公共汚水柵設置位置申請書

令和 年 月 日

恵庭市長 様

使用者（申請者）

住所

氏名

下記の位置に公共汚水柵を設置することを申請します。

なお、今後、土地及び家屋の所有者に移動があった場合も、一切その設置位置について異議申し立ては致しません。

（申請者と土地及び家屋の所有者が異なる場合、下記に記入願います。）

土地所有者

家屋所有者

住所

住所

氏名

氏名

注：目印となる物からの
距離を明示すること

申請地番：
現地の状況：

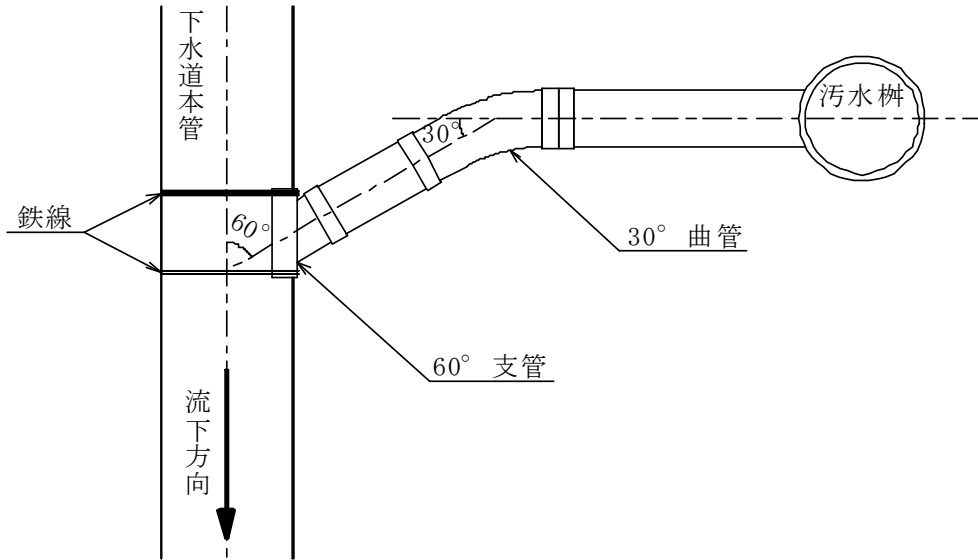
申請の位置に設置したことを確認致します。

氏名

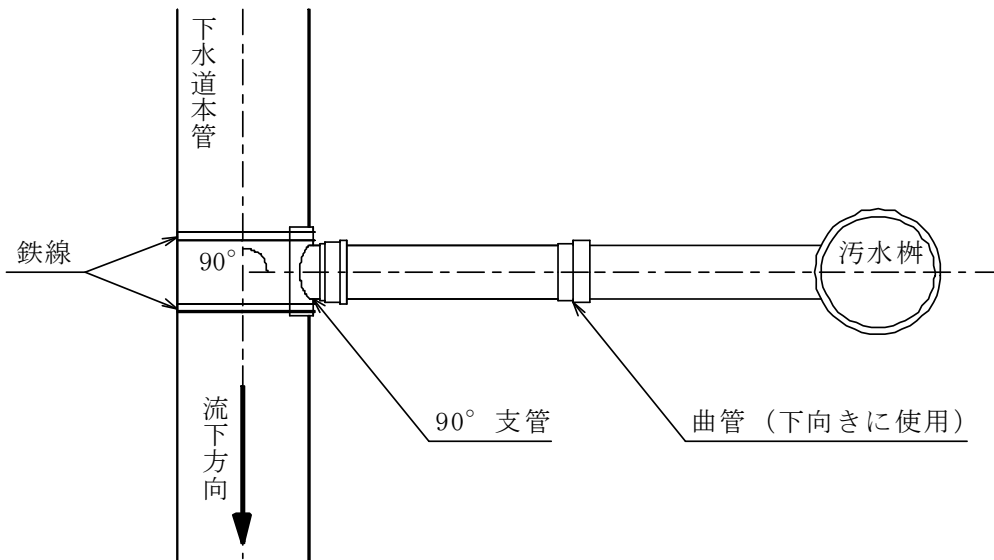
【参考-2】

(例)取付管接続方法

- ・ 起点人孔から1スパンの最上流間の場合

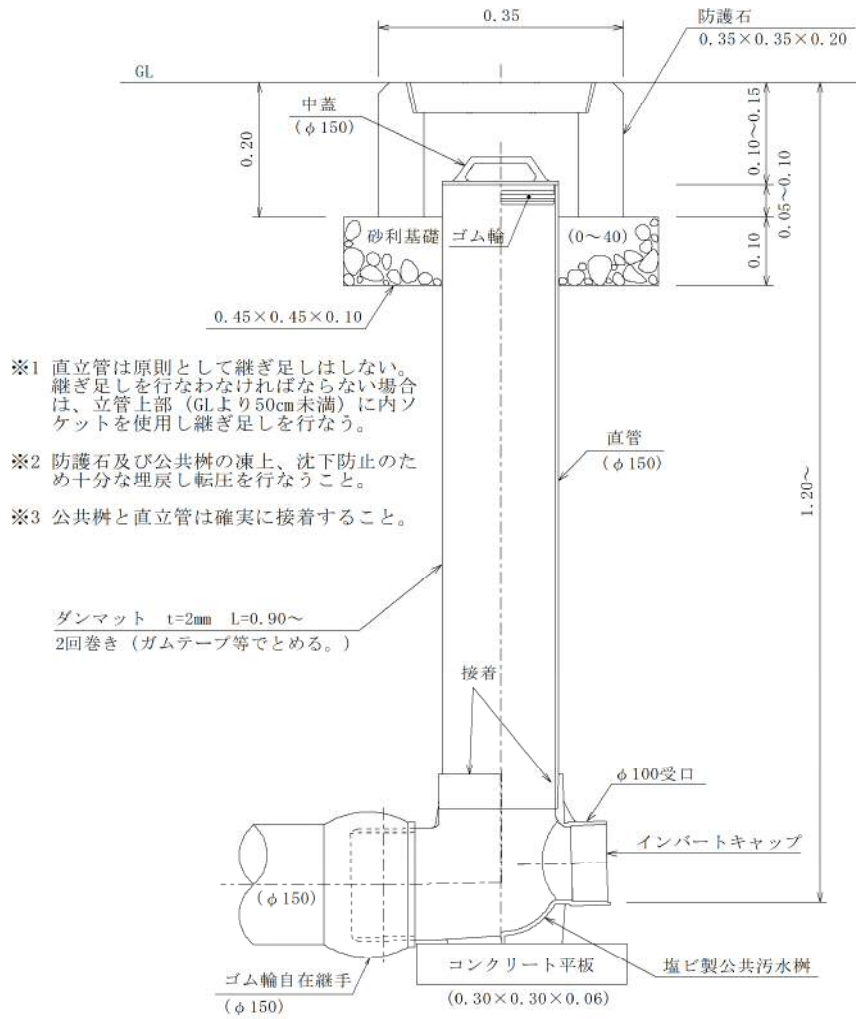


- ・ 上記以外の場合



硬質塩化ビニル汚水樹 (防護石の引手は外して設置すること)

【断面図】



【蓋詳細図】

